

## 平成29年度 指定管理者監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
鳥取市営鳥取駅高架下第1・第2自転車駐車場（都市整備部交通政策課）			
備品使用貸借契約書における品名及び備品数と、指定管理者管理の備品台帳・所管課管理の備品台帳における品名及び備品数が一致しない。適切な契約の締結及び備品台帳の整備をされたい。	平成29年度中に、備品使用貸借契約書における品名及び備品数と、指定管理者管理の備品台帳・所管課管理の備品台帳における品名及び備品数が一致するよう整理しています。	H31. 4. 26	
提出されていた事業計画書のうち収支予算計画書、事業報告書のうち事業収支報告書において以下の問題点が見られたが、内容確認及び指導を行っていなかった。基本協定等に基づく適切な書類提出について指導をされたい。 ・本来、計上すべきではない提案事業分が含まれていたこと。特に事業収支報告書については剰余金の算出に影響するものである。（基本協定第12条第1項） ・収支予算計画書の収入欄には提案事業分が計上されているが、事業収支報告書には計上されていないこと。また両者の予算額も一致していないこと。	平成29年度分の事業収支報告書及び平成30年度分の収支予算計画書より、提案事業分は含まないこととしています。	H31. 4. 26	
事業評価（モニタリング）では、平成27年度事業評価の資料の中の事業収支において、3つある提案事業の内、レンタサイクル事業の収入が含まれていない。適正な事務処理に努められたい。	平成29年度より、提案事業分は含まないこととして整理しています。	H31. 4. 26	
鳥取市総合福祉センター（福祉部長寿社会課）			
27年度から市の施策目的のため第2会議室を転用し、貸室としての管理が不要になっていたにもかかわらず基本協定及び年度協定を変更していなかった。当室はセンター条例の規定により市民活動の場として提供しているものであり、その使用許可処分権限を指定管理者に付与しているものである。当権限の付与は指定管理制度特有の管理委託形態であり、たとえ一室であったとしても指定管理者の業務を明確にするための重要事案として、基本協定及び年度協定にかかる内容を変更すべき事案に相当する。 については、同様に29年度中にも許可権限付与にかかる室を他用途に転用する予定があるとのことであり、それらを含め協定を早期に変更されたい。  補足) なお、この部屋が使用できなくなったことは指定管理者がそのHP等で広報しているのみである。しかし、前述のとおり条例に基づく施設であり、別途市報等により市長が市民に直接周知を図ることが必要である。	年度協定は、平成30年度の年度協定で変更しました。基本協定は、指定管理者の更新となる平成31年度で是正するため、原稿を修正しました。 さざんか会館の会議室等の転用については、市HPに掲載しました。	H31. 4. 26	
募集要項の使用料にかかる事項の表現に、センター条例の規定に照らして不適切なもの、行為の主体が不明確なものがある。 募集時の内容は条例と整合するよう内容を精査し、市と指定管理者の責任の範囲を的確に表現したものとなるよう施行されたい。	平成32年度の募集要項の原稿を修正しました。	H31. 4. 26	

## 平成29年度 指定管理者監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
鳥取市総合福祉センター（福祉部長寿社会課）			
<p>指定管理者から提出される事業計画書について、基本協定に規定する内容の審査、これに対する所管課の判断が不明な状態で供覧されていた。</p> <p>その他にも、指定管理者との協議経過等にかかる内部報告書等の未作成が散見されるなど、所管部署における対応が書面により明確に確認できないものがあつた。</p> <p>協定に約定した意味並びに市民への説明責任のありようを今一度確認のうえ、書面により処理経緯を明確にする等適正な事務処理にあたられたい。</p>	<p>事業計画書の審査については、今年度が最終年度となるため、来年度分の審査は、指定管理申請時に審査済みです。</p> <p>内部報告書等の未作成については、自主事業承認申請、修繕協議書の提出を受けて、承認の回答を通知するように是正しました。</p>	H31. 4. 26	
<p>指定管理料の精算戻入処理が年度末に行われていたが、精算額の基準を26年度とそれ以前の実績としており、年度末を待つことなく早期に実施できるものである。結果として、一時的とはいえ支出不要の金額と知り得た金員を含めて支出し、併せて精算処理業務も発生していたものである。金員の処理上の問題はもとより、事前処理により発生を防げた無駄な処理であり、効率的な事務執行と言えず、適正さを欠いていた。</p> <p>なお、指定管理者との協議を要するとはいえ、精算の要否についてはそもそも基本協定締結時に予想し得た事項であり、遅くとも26年度指定管理料の精算時に、以降の処理について併せて協議し、対応すべきだった。</p> <p>については、28年度以降の処理としては年度協定締結時に精算額を考慮した管理料とすることが想定される。それを踏まえ、適正に処理されたい。</p>	平成30年度の年度協定より、精算額を考慮した指定管理料を設定しました。	H31. 4. 26	
<p>指定管理者においては業務の一助となるよう施設使用に関する規定を策定し、使用許可事務等を行っているが、高齢者に対する料金賦課について一部不適正な部分があつた。</p> <p>また、所管課は本件について相談を受ける等、当該規定文書を認識していたにもかかわらず適切な指導、指示をしていなかった。</p> <p>両者は今一度規定の内容を精査し、条例等例規に沿った取り扱いとなるよう早急に改善されたい。</p> <p>(補足)</p> <p>なお、この使用料の取扱は24年に策定された施設使用料にかかる市の方針と整合性が取れていない。</p> <p>従って、当該処理を継続するのであれば所管課は関係部署と協議が必要である。そのうえで、実態に即した住民サービスの提供等政策目的を明確にして条例整備するか又は減免基準を設けて直接所管課が処理するか等適当な方法を検討されたい。</p>	鳥取市総合福祉センターの管理・利用に関する規定について、条例に沿っていない部分については規定を修正し、現在の運用は条例等に沿った取り扱いとなっています。	H31. 4. 26	
<p>基本協定に規定する指定管理者による毎月の業務報告書（事業実績、苦情及びその対応等）が作成されていなかった。また、所管課は未作成に対して、随時、口頭等による報告を受けているとの理由により、作成指導していなかった。</p> <p>協定に約定した意味を今一度確認のうえ、毎月の事業状況を双方が確認するよう書面により事業報告処理されたい。</p>	苦情及びその対応等の報告書も提出するように指示し、毎月の業務報告書を提出させて書面で確認するように是正しました。	H31. 4. 26	